

## 県民意見の募集について

計画等の案の名称	第3次静岡県犯罪被害者等支援推進計画
意見募集の趣旨	<p>静岡県では、「第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画」のもと、犯罪被害者や家族、御遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）への支援施策を総合的に展開してきました。</p> <p>このたび、犯罪被害者等支援の現状を踏まえ、引き続き、犯罪被害者等施策を総合的に推進するため、令和8年度からの6年間を計画期間とする「第3次静岡県犯罪被害者等支援推進計画」を策定することとしました。</p> <p>県民の皆様の御意見を適切に反映し、より実行性の高い計画とするため、この計画案について、県民の皆様から広く御意見を募集します。</p>
意見の提出期間	令和7年12月19日（金）から令和8年1月16日（金）まで
意見の提出方法	<p>持参、郵送（締切日当日消印有効）、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で、意見書（様式自由）を提出してください。</p> <p>なお、いただいた御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>1 持参又は郵送の場合 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6（県庁西館6階） 静岡県くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課くらし安全班</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-5516</p> <p>3 電子メールの場合 kurashi-kotsu@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	静岡県くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課くらし安全班 電話番号 054-221-3714
備考	<p>いただいた意見に対する県の考え方は、類似する意見をまとめた上で県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して直接回答はいたしませんので御了承ください。</p> <p>電話での御意見は御遠慮いただくようお願いいたします。</p> <p>パブリック・コメント制度では、提出された意見の「量」ではなく「内容」を考慮します。同一内容の意見が多数提出された場合であっても、その数が考慮の対象となる制度ではありません。</p>